

衆議院法務委員会ニュース

平成 28.11.18 第 192 回国会第 9 号

11 月 18 日（金）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 63 号）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 64 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・金田法務大臣、盛山法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

菅 家 一 郎君（自民）

- ・本法案は、制定から約 120 年ぶりに債権法を改正するものであり、改正項目も 200 以上と多岐にわたっているが、その提出の目的と具体的な改正項目について、法務副大臣に伺いたい。
- ・短期消滅時効の特例を廃止し、主観的起算点からの消滅時効を 5 年間とした理由、また、法定利率を年 3 % に引き下げた理由を伺いたい。
- ・事業用融資のための保証契約について、経営者以外の第三者が保証人となることを全面的に禁止するという選択もあると考えるが、本法案において、公証人が保証人の保証意思の確認を行えば契約は有効であるとした理由を伺いたい。
- ・施行日について、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされているが、この期間にどのような周知活動を予定しているのか、法務副大臣に伺いたい。

吉 田 宣 弘君（公明）

- ・多くの細やかな改正事項を含む本法案について、その提出に至る検討の経緯を伺うとともに、民法改正により影響を受ける国民各層からの意見をどのように反映したのか、伺いたい。
- ・事業用融資の個人保証契約について、保証人保護の方策として、公証人による意思確認手続を本法案で新設することとした理由を伺いたい。
- ・民法改正案で新設する保証契約の締結に当たり主たる債務者の保証人に対する財産及び収支の状況などの情報提供義務について、具体的内容を伺いたい。

逢 坂 誠 二君（民進）

- ・民法とは何か、誰のために存在する法律か、債権法とはどういう目的の法律で、誰のために存在する法律なのか

伺いたい。また、今回、民法を改正することでどのような社会とすることを目指しているのか、法務省の持つ観点を伺いたい。

- ・本法案を作成するにあたり、近年の取引のグローバル化の動き、諸外国における債権法のトレンドなども参考にしたのか、伺いたい。
- ・法制審議会での審議の過程では、当初改正すべきものとして 500 項目ほどが挙げられていたものの、立法化が困難であるとされたもの、意見の対立が激しいものについては、改正すべき項目から落とされたとのことであるが、具体的にどのような項目であったのか、伺いたい。
- ・本法案については、改正項目が多岐にわたり、ある一定のところ議論に区切りをつける必要はあると思う一方で、原理原則を踏まえて原点をしっかりと確認し、丁寧な議論が必要であると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

井 出 庸 生君（民進）

- ・現行民法の規定はシンプルで抽象的であることから、個別の事案に対して柔軟に対応することができたとのことであるが、現行民法の規定の抽象性について、法務大臣及び法務副大臣の見解を伺いたい。
- ・民事事件の新受件数は、平成 21 年をピークに減少傾向にあるが、法制審議会民法（債権関係）部会でこの現状を踏まえた法改正の必要性に関する議論が行われたのか、伺いたい。
- ・国民に分かりやすくするために民法の規定を具体的なものとする改正は、反面的に見ると、日本社会が社会規範によることができなくなっていることの一つの表れではないかと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・法制審議会ですでに十分に議論した上で、まとめ上げ、提出された法案であっても、国会において平らな視点で一から見直し、正すところがあれば正すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

階 猛君（民進）

- ・本法案の施行日は「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」と規定されているが、具体的な施行日を決める際には、区切りの良い日であることを重視するのか、それとも周知期間を長めにとることを重視するのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・法定利率について、年3%に引き下げる理論的な根拠を伺いたい。また、提案理由説明には「市中の金利動向に合わせて変動する制度」を導入するとされているが、現在の金融情勢においては、年3%ではなく、年2%にしてもいいのではないか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・個人保証の制限に関し、取締役など経営の根幹に携わらない者は、その制限の例外とされるなど、例外部分が広すぎると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・本法案の改正の理由として挙げられている、社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとするという観点に関し、社会・経済の変化の具体的な内容と現民法のどの部分が国民に分かりにくいものになっているのかについて、法務大臣に伺いたい。
- ・新しい債権法の役割として交渉力の格差など契約弱者を生まないという観点の改正が必要と考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・事業用融資における第三者保証について公証人による意思確認の手續規定（個人保証の制限）を新設することにより、かえって、保証人の自由意思による保証であるというお墨付きを与えることにならないのか、また、公証人による意思確認が、頼まれて断れないなどの情義による保証をなくすため十分に機能するという制度的な担保はあるのか、伺いたい。
- ・本法案第465条の9第3号において、「主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」を、個人保証の制限の対象から除外することは、自営業の経営者の配偶者は保証人となって当然であるという前近代的なメッセージを発することになると考えるが、法務副大臣の見解を伺いたい。

木下智彦君（維新）

- ・法律は、本来、時代の変化に対応したり国民に分かりやすくしたりするために、その見直しについて不断の努力が必要であるが、それを怠ってきたことから、制定以来120年変わらなかった民法の改正を今回行うこととなったのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・民法については、これまで、条文そのものは変えずに、特別法の制定や判例等の解釈によって時代の変化に対応

してきたが、このような運用を少しでも変えようというのが今回の民法改正なのか、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・本法案のように改正項目が多いものについては、法制審議会での審議に国会議員も加わって議論を行うことが、国会での審議の短縮化や議論の充実化につながると考えるが、法務副大臣の見解を伺いたい。